

南部町告示第29号

地方自治法施行令第158条第1項および地方自治法第231条の2第6号の規定に基づき歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年3月29日

南部町長 工藤 祐直



[収納代行事業者]

1. 名称、代表者の氏名及び所在地

(1) 名称 株式会社 さとふる
代表者の氏名 代表取締役社長 藤井 宏明
所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号

2. 納付させる歳入

南部町ふるさと寄附金(ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」経由)

3. 納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

[指定代理納付者]

1. 名称、代表者の氏名及び所在地

(1) 名称 SB ペイメントサービス株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 兼 CEO 榛葉 涼
所在地 東京都港区東新橋1丁目9番2号
汐留住友ビル25階

(2) 名称 PayPay 株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 兼 CEO 中山 一郎
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2. 納付させる歳入

南部町ふるさと寄附金(ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」経由)

3. 納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日